第 九 管 区 海 上 保 安 本 部 公 示 第 6 号

水路業務法（昭和25年法律１０２号）第８条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり公示する。

令和8年1月20日

第九管区海上保安本部長

古川　大輔　（公印省略）

1　水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所

名　　称　　北陸地方整備局信濃川下流河川事務所

住　　所　　新潟県新潟市中央区文京町14 番13 号

2　水路測量を実施する区域及び期間

区　　域　　新潟海岸（下図に示すとおり）

期　　間　　令和8年1月21日から令和8年2月28日

3　水路測量の実施方法

GNSSにより測位し、音響測深機による測深を行う。

4　航行船舶に対する安全措置

作業船は、水路業務法施行規則（昭和25年運輸省令第55号）第６条に定める白紅白の標識を掲げる。

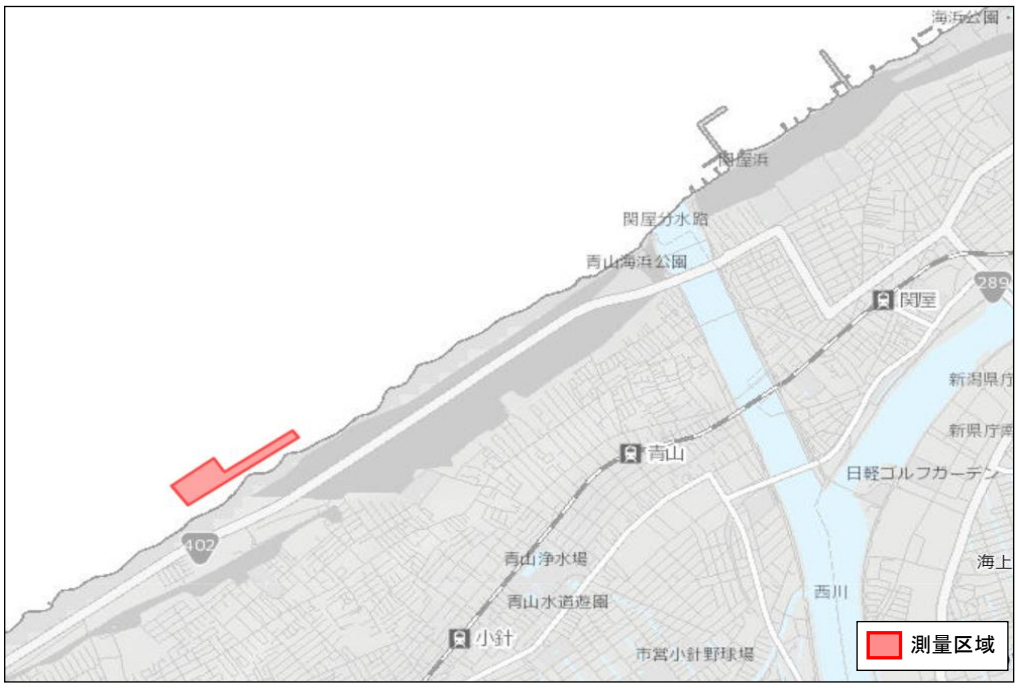

海洋状況表示システム（https://www.msil.go.jp）を加工して作成［海上保安庁(JCG)/(C)Esri Japan］